**令和５年度 「大阪ＩＲ（統合型リゾート）説明会」（第３回）**

**質疑応答要旨**

■日 時：令和5年10月31日(火) 18：30～20：30

■場 所：高槻商工会議所４階　大ホール

【質疑応答 概要】

（質問者１）

たくさん質問があって、聞いてても膨大な量ですから、疑問に思うこといっぱいあるんですけど、司会者がおっしゃったように、たくさんやったらあれ一つだけ。ちょっとここには書いてないことなんですけど、書いてないっていうか、すごい大事なことだと思うんですけど、よろしいでしょうか。そもそもカジノの将来について、カジノというものの将来について、府市は、どのように思われているのか。今やカジノは、世界でそんなにね、流行っていないじゃないですか。

これ見とったらね、いっぱいいいことが書いてあるんですよ。世界でトップクラスのとかね。これまでにないものをするとおっしゃっているんですが、ギャンブル依存症について、僕、いっぱい質問あるんですけど、そっちはちょっと置いといて、とりあえず今、申し上げたいこととか、お聞きしたいのは、このカジノの将来ということで、その証拠にね、はじめ８つぐらいの企業体が、これに手を挙げるんじゃないかと言われたのに、結果的に１つになってますよね、MGMとオリックスね。

そのことも含めてね、そんなことをいちいち、あなたたちが、こんなことあって困ってますと言わないのはわかりますよ、それはわかるんですけど、問題なのは、カジノは、今や世界で、そんな観光業も大事だと思います、基幹産業というかどうかは別にして、でも、とにかくね、そのカジノの将来のことを考えるときに、大変、表現悪いかもわかりませんが、落ち目の分野、産業だと思うんですよ。その証拠にね、オンラインカジノが、今、すごい広がってますよね。オンラインカジノがあんなに広がってるからこそ、ＭＧＭだって、僕は、心の中でどう思ってるかわかりません。オリックスさんはどうか知りませんけどね。だから、そういう世界でも、あの大手と言われるところが、今、世界で本当に、このまま続けていけるのか、もちろんコロナのこともありましたよ。だけど少なくとも、そういう問題について、カジノの今後について、もうちょっと、ちゃんとしたね、分析をしてやらんと、これ、2030年ですよ。何なんだろうと思うぐらい、先の話です。その頃に、いったいカジノがどうなってるのかね、世界的に見てですよ。このあいだ、いろいろと勉強したら、そのランドカジノっていうんですかね、ランドカジノとオンラインカジノで、もう今、オンラインカジノがものすごい圧倒的になってきてると言われています。そのことは、私はあの、カジノをしないからいいわ、国民も、私、カジノをせえへんからいいわというふうに思ってらっしゃいます。私も、そう思ってるんですけど、ただ、この際、その問題について、ちゃんとした見通しを持たへんかったら、大変なことになるというふうに思います。

質問ですが、そこで問題なのは、そうなったときに、私はすごい思うのは、解除権を大阪が行使するとかいうことを書いてありますね。大阪が行使する解除権の相手は、1個しかないんですよ。もっと他にもね、いっぱい、俺のとこも、俺のとこもっていうのがあったら、こっちから出すわ言うんだけど、そうでもなくって、これしかないのに、お前のところあかんって言うたって、解除してどうすんだよ、その後。思いませんか。いや、常識で考えてね。そのことの関連で言うと、今の問題に戻って、今後ね、ＭＧＭとかオリックスが、やっぱりカジノやばいですわ。となったときに、2026年までは向こうに解除権がある、そういうことを決めたんでしょ、よく知りませんけどね。そうなったら、そういう段階で向こうが逃げていく。ほんで、もう、うまいこと行きませんとなったときに、どないすんねんと。何度も言いますが、オンラインカジノが隆盛で、ランドカジノがうまいこといかない、僕どうでもいいんです、そんなことは。勝手にＭＧＭが困りはったらいいし、カジノも設けたやつが困るんでいいんだけど、そのことが、今回の解除権の行使の3年ぐらいの延長がＯＫということが、問題だと思うんですが、1人でしゃべり続けるのはあかんけど、そういう問題について、本当にどう考えられてとかね、大きな見通しを持たんと。そんな世界のトップクラスはアホなこと言うてる場合ちゃうでというのが、率直な気持ちです。終わります。

（回答）

オンラインカジノ等について、今後の将来の見通しについて、どのように考えているのかというご質問をいただいたと思いますが、オンラインカジノにつきましては、既に海外で、ある一定普及してきているところでございますけれども、ラスベガスなどの海外のいわゆるランドカジノの利用というものは、伸びてきている状況でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、ランドカジノの収益も一時的には減少したところでございますが、現在、ラスベガスではコロナ以前を上回るほど回復している状況でございます。

いずれにいたしましても、IRは府市で資金を投じて設置運営するものではなく、民設民営の事業といたしまして、ＭＧＭ、オリックスの中核企業2社に加えまして、大阪関西を中心とした企業20社が、自らの出資や金融機関からの借り入れにより、資金調達を行いまして、リスクを負って、1兆円を超える投資を行うものでございまして、事業計画立案に当たりましても、慎重に検討、精査されているものと認識しているところでございます。

事業者の解除権のお話もいただいておりました。

事業者の事業前提条件に基づく解除権というものは2026年9月末を期限として設置しているところでございますけれども、事業者につきましては、これまでも継続的に相当な資金を投下しております。また、基本的な設計や調査など、様々な準備作業を進めてきたところでございまして、今般の2000億円近い事業費増加につきましても、自らの追加投資という非常に大きな経営判断を行っているところでございます。

今後、この秋から、液状化対策工事も実施してまいりますが、具体的な設計業務を進めていくなど、さらに資金を投下していくことになりますが、液状化対策工事の費用は事業条件の充足後にしか事業者に支払われないことなどを踏まえますと、事業者といたしましても、リスクを負いながら、事業を進めていくことになります。

事業者としても、液状化対策やの設計業務の費用が生じるものでございまして、株主への説明責任の観点等も含めて、解除権を行使するような状況にはならないとの認識であるからこそ、協定等を締結し、事業を進めていこうとしているものでございまして、解除権の行使の蓋然性は低いものと考えているところでございます。

そうした状況におきまして、今回、双方合意の上、協定の締結に至ったことからしても、事業者においては最終的な事業実施の判断には至っていないものの、基本的には、IR事業が進められていくものと認識しているところでございます。以上でございます。

（質問者２）

私もね、解除権、これが一番の問題ではないかなと思うんですよ。本来であれば、この4月に認定されて、そして9月末に実施協定を結ばれたと。その段階で、事業者が決まって進めるという、それが普通の進め方ではないかと思うんですが。この実施協定の中身が、解除権がついて、3年間も、3年間も保留するみたいな、結局その間、白紙撤回、一方的に解除しても、何も大阪府や市の方は文句言えないと。これは本当にもう事業者の方の有利な、そんな条件と思います。

なぜ、こんな3年間も解除権はつけると、そういうことになったのかというのは、やはりこれがいかに、事業者にとっても進めることが、見通しがない、危ない、そういうことやと思います。

そんな状況で、立地もそうですし、今の状況、例えば、双方向の説明とかなんか言いながら、なかなかそこまでやられてない。ほとんど府民の理解というのが得られてないわけですよね。ずっとカジノについての世論調査を見ても、半分以上、反対してきたわけですよ。

今でも裁判が行われてますし、そして去年春には住民投票を求める、ああいう直接請求の署名も20万筆以上集まったというそんな状況の中で、カジノを進めていくことがいかに、難しい、見通しのないことかと。そういう中でこういうことになったと思います。

この解除権について本当にもう、この間に、その3年間の間に、税金をどんどん投入してしまって、来てください、来てください、こんなふうにします、あれもしますって言いながらね、結局、最終的に、やっぱりあかんわ、もう白紙で私は辞めるわねって、こんなことになっても、何も言われへんわけです。これは本当におかしいと思います。

そして、もうこういう問題が、まだいっぱい出て、今日もいっぱい質問出ると思います。わからないものいっぱいあるから。

今後、この双方向の説明会をやるって言うてますけども、さっきの話で複数回やるって、これが8月の段階で複数回やりますと言ってただけで、1回ではなくて2回やったら複数回ですよ。8月17日に1回やって、3日前、4日目ですか、富田林の方で1回やって、これがやっと2回目ですよ。

要するにね、これが3回目、これから先もこういうのをちゃんとやってくれるのかどうか。疑問があったら、みんなで疑問を出せる、双方向ですよ、もう一方的じゃなくて、そういうものをやってもらうのかどうかということをはっきり聞きたいです。

（回答）

　まず、説明会の開催について、先にお話をさせていただきます。

先ほどご質問の中でおっしゃっていただきました通り、本年8月17日に第1回を開催し、先日、第2回を富田林で開催いたしまして、今回、3回目ということでございます。まだ、具体的に場所とか回数とか、決まっておりませんので、決まり次第、広報等させていただきたいんですけれども、今後、年度内に各地域で複数回開催させていただきたいと考えております。

一人目の方のご質問と重複している部分あるかと思いますが、解除権についてご指摘をいただいております。

解除権につきましては、IR整備法自体、初めて制定をされまして、日本でこれまでにない初めての事業であるということ、また1兆円を超えます最大級の投資規模ということになりますので、その事業実施の実現に向けましては、投資の環境が整っているということが必要であると考えておりまして、そういったことから、先ほど、ご説明しております感染症でありますとか、国の詳細制度設計、土地の課題等について、解決が不可欠であるということで、基本協定にも付しておりましたが、実施協定においても、事業者の解除権を付すということにしたものでございます。

先ほど、ご説明しましたとおり、解除権が行使される蓋然性は低いと考えておりますが、一方で、大阪市としましては、液状化対策の費用の負担、先ほどご説明もしておりますが、土地課題対策工事の一部については、この秋から液状化対策工事を始めていくということで費用が生じますが、実際の費用支払いにつきましては、前提条件が充足して以降、つまりは、土地の引き渡し、建設着工が行われた場合、要は事業前提条件による解除権がなくなってからしか支払わないということで、先ほどの資料にも記載をしておりますが、費用負担については、解除権が失効してから、支払うという契約にしておりますので、その点ご理解いただければと思います。以上でございます。

（質問者３）

情報公開についてお聞きしたいと思います。あまりにもね、教えてもらえないんですよ。何も。今、説明されたね、例えばこれ、9月28日にIRの事業者と大阪府市が交わしているんですよね、実施協定。これダイジェスト版でしょ。私、ホームページを見てね。本文どこにあるか一生懸命探したんです。どこにあるんですか。

そんな調子なんですよ、今までもずっと。情報公開してください。知りたいんです。だからここ来てるんですよ。

でね、実際、府民の理解を得るためにね、こういうのやってると言うけどね、基本じゃないですか、どういう契約を交わしたか。まず出すっていうことが。で、質問です。この本文、どうやったら、私が見ることができますか。教えてください。全文を読みたいんです。

（回答）

ただいまの情報公開のご指摘についてでございますが、本日、この契約協定の関係については、資料4について先ほどダイジェスト版とおっしゃっていただいておりますが、重要項目について、お示しをしております。この内容の更に詳細につきましては、私共9月5日に副首都推進本部会議並びに大阪市の戦略会議に諮っておりまして、そこでは、このいわゆる重要項目だけではなくて、全体の骨子と、重要事項については条文そのものを抜粋したものを公表させていただいておりまして、ホームページにも、現在、掲載をさせていただいております。

なお、ＩＲ整備法におきましては、実施協定の締結後に遅滞なく、その概要を公表することとなっているところでございます。今回、先ほど申し上げました通り、全体の骨子と重要事項の抜粋については、既にお示しをしておりますが、全文については、情報公開条例にのっとって対応してまいりたいと考えています。

（質問者４）

ちょっとお伺いしたいのですが。今、地盤が沈下するっていうことに対して、どういう対策をこれからやっていくのですか。地盤沈下は必ず起こります。空港でさえ沈んでいるのです。このIRの建物が建てば、固定された部分が沈んでいくのですよ。その対策費用っていうのは、誰から出るのですか。住民のお金、税金ですよね。府民税、市民税、国からの援助、そういうものに甘えて、なぜ、こういうギャンブルをするのですか。それを聞きたいです。

（回答）

地盤沈下対策についてですけれども、IRの開業に向けて、その施設整備に必要となる地盤沈下対策につきましては、建物を建設する際、並びに開業した後についても、事業者側で適切に対応することになっています。

実際にどのような対策をするかということですが、まず、地盤沈下への対応として、建物の基礎を杭構造にし、その杭自体もかなり深いところに打つことによって、そこまでの地層の地盤沈下を抑えるということを考えているのが一つございます。

また、建物の重量に応じた荷重を軽減するということで、掘削をして、いわゆる地下構造をとることで、建物の荷重とその土砂を掘削して掘り下げた分の荷重のバランスをとり、建物そのものの荷重を抑えることによって、沈下に対応していただく、これらにつきましては、全て事業者側で、費用を負担して対応していただくということになってございます。

補足をいたしますと、今、説明しましたとおり地盤沈下対策については、建物時、開業後の対応ともに、事業者において適切に実施するということになっております。これについては、事業者の負担で実施するものですが、資料4の3ページですが、地盤沈下対策はＳＰＣが適切に実施するということと、市が使用した埋め立て材により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下等が生じた場合にのみ市が対策費等の費用を負担するということで考えておりまして、今現在、夢洲、咲洲、舞洲におきまして、そういった周辺の埋立地において、そのような事態が生じた事例は把握しておらず、IR内においても、そういった事態が生じる可能性というのは極めて低いものと認識をしているところでございます。

（質問者５）

いっぱいあって、まだ消化不良なんですけど、１つだけなので聞かせてもらいます。

重要事項の実施協定のところですけれども、解除権でね。税務上の取り扱い、カジノ管理委員会規則、これによって国際競争力、国際標準の確保って書いてあるんですよね、非常に怖いなと思ってるんですよ。先ほどからありますように、オンラインカジノに移行していますよね。箱モノも増えてきてるとおっしゃるんですけど、収益に関しては、やっぱりオンラインに依存だと思うんですよ。

ね、オンラインの収益があって、箱モノね、行けるような人は、行こうかという人は増えてるかもしれませんけど。国内見渡してみても競馬・競輪・競艇、すべてオンラインですよね、今。オンラインになったのは、私、調べてみてびっくりしたんですけど、ものすごく簡単な手続きでできるんですよ、オンラインに移行するのは。今日本は、オンラインカジノは違法ですって、警察もポスター貼ってますよね。このオンラインカジノの被害も大変ですよね。

いろんなグレーゾーンの人とかマフィアみたいな人とか、日本にも外国にもいらっしゃいますけども、そういう人たちが入り込んできて、被害が実際出てますよね、オンラインカジノの。だから大々的に言っていると思うんですけど。ここで、この条例、カジノ業者の常套手段だと思うんですよ。アメリカでも最初は、儲かりますよ、大変でしょ、おたく。やったら自治体が儲かりますよって、困ってるから、やろうかってみんなになるんですけどね。

最初、例えば、スロットマシン、スロットマシンはあまりにも危険だからということで、最初、認められてなかった。ところが、収益が一番多いのがスロットなんですよ。それが収益があるから、だからこれやらんと、おたくらに還元できませんよって言われた、業者に言われたら、自治体は、わかりました、スロット許可しましょうって、簡単にそうなるんですよ。

なったとたんに、街が衰退してるんですよ。これアメリカで起こってることですよ。だからカジノ業者は、そういうふうに考えてるんじゃないかなって。ここにそういうことがないので、規制があって、儲かれへんかったら、その規制を緩和するということでしょ。国際競争するためには、オンラインカジノしなあかんねんって言われたら、するってことでしょ。それから、国際標準の確保ということは、外国はオンライン認めていますよね。そういうことは外国が認めてるから、日本もするのが当たり前やんっていうことの前提じゃないですか。

オンラインカジノ、今、日本は法的に駄目なんですよね。どう考えておられるんですか。今後はオンラインカジノは認められるんですか。認めることを認めておられるんですか。想定されてるんですか。お聞きしたいんです。

（回答）

オンラインカジノ並びに事業前提条件に基づく解除についてのご指摘かと認識をしております。まず、今回、このIRの計画なり、実施協定につきましては、ＩＲ整備法に基づいて、作成なり、提出をしておるものですので、オンラインカジノというものは想定をしておりません。ここで書いております税務上の取り扱い、カジノ管理委員会規則につきましては、例えば、税務につきましては、この間の税制改正等で一定、方向性が出されているという状況ですが、詳細の運用については、まだ必ずしも明らかでない部分があるということとか、カジノ管理委員会規則につきましても、規則自体は設定をされておりますが、個別の詳細な運用については、日本で初めてでもありますので、まだ必ずしも、明確になっていない部分がございます。

そういったことで、オンラインカジノを想定しているものでは全くなくて、今回、このＩＲ整備法に基づく、そういったカジノ管理委員会規則等について、国際標準が確保されたようなものになるということが、今回の解除権の設定、2026年9月を期限としておりますけども、このような意味での条件ということで考えております。以上です。

（質問者６）

やっぱり事業として見通しがあるのかな、やっぱり大阪府民と大阪市民の人の負担になってしまわないのかが非常に懸念してます。

昨年出された後、先ほど説明もありましたが、2000億円ほど出資額が増えてますと。こんだけの意気込みだということがありますけども、それ以外のところって、あんまり感じないことが、たくさんあるんですよね。その2000億って言ってますけども、実際それだけ投資を増やすということは、当然企業なんだから、投資に見合う入りがないと、投資に見合いませんよね。その中で言うと、この納付金、今、府市で740億円と言ってますけども、これってやっぱり収益が出ないと入ってこない。収益があってもなくても、こんだけ確保されてるってことじゃないでしょ。そうなると、投資に見合った分は、当然その分は、回収するためには、どっかで費用としては負担しなくちゃいけないんで、例えば、この投資額の内訳見てると、施設とか、先ほどの、土壌汚染とかは違うと思うんですけど、建物大きくなるとか、例えばその人夫さんのそういう人件費がかかってるとか、そんなんも想定して、工事費とか、そんなかかるんだろうということで想定されていると思います。

その他運営費は、ちっとも前の案と変わってないんですよね。でもこれ、運営費でも人件費に関わってくるわけですから、当然ここの部分は費用としては増えるはずですわ。なのに、そこは変えていない。

ということは、この利益として納付される金額は、当然減ってくる。減ってくるのを前提に、なおかつ、一番最初に質問された方が言っているように、今のこの中国、もともと多分、中国の富裕層とか想定して、どっさり来てくれるんだろうと思ってたけど、今の中国と日本の関係、あるいは中国の経済状況を見てたら、そんな元を持ってやってくるような感じではない中でね、この収支見通しで、本当に大丈夫なんか。なおかつ、そこでオンラインとか、そういうふうなカジノをめぐる状況が変わっている中で、今、本当に、これをやり切ることで、後でしもたと、前の松井市長なんかは、投資やというてましたけど、これは投機やし、まさに、それこそ博打、賭け事やってると同じちゃうんかと。だから、そのへんどうするんか詳しく整理してね、これからも、報告していきますよ、なおかつ、国からの質問があった時、ちゃんと合理的な説明が、収支がとれてますよって、全然、合理的とちゃうと思います。だから、ここはやっぱり、疑義ね、そういうことを毎年のようにっていうか、細かくその内訳をね、もういっぺん、精査したやつを明確に、こういう収支見通しですよと、今まで思ってたけど、こんだけ入ってきませんわ。これで、大阪府議会、大阪市会で、これでもよろしいですか。そういうのをきちんとやっていかないとね、いっぺん決めてもうて、もうどこまで行っても突っ走ってしまうねんということにならないようにしてほしいんですけど。そういったことについてはどう思ってるか。質問ですから、それについてお答えしてほしいですしね。そうしないと、これも国が言っている七つの条件の中の一つ、住民の理解が得られるか。住民は別に議会の多数派の人だけが住民ではないですよ。だから住民投票の、一生懸命20万人も集めた人の意向も無視するような議会じゃなくって、やっぱり、きちんと大っぴらに、収支見通しがこうなってしまいました。でもどうしますかとか、そういうのをやってもらうようなことを考えていただきたいと思いますけど、それはいかがですか。

（回答）

　まず、一点ご指摘をいただいております納付金、入場料です。納付金については、資料の１の１５ページに記載をしておりますが、1年当たり、納付金約740億円と見込んでおります。

ご指摘のとおり、今回、建設コストの増に伴いまして、初期投資の額は、約1900億円増加をしておりますが、当然、その後のランニングコスト等にかかわってくるものですが、こちらの納付金につきましては、ＩＲ整備法上、カジノ収益の30％が国と自治体に入るということで、そのうち15％が府市に入るということで、カジノ収益から、その15％を計算をしまして740億円となります。事業者は、カジノ以外も含めて収益があって、人件費、減価償却なり、必要なコストを引いて税とかというものに対して、そういった通常の当然事業者の法人税等はかかりますけども、その前段として、カジノ収益に対して、一定の割合が地方に15％入る。カジノ収益の15％ということで、この金額ということになっております。

国の条件等でも出ております精緻化等のご指摘についてでございますが、これにつきましては、事業者において、統計情報、外国人の観光客数でありますとか、日本の居住者の数でありますとか、そういったものをもとに、また、その既存施設の事例等も参考にしながら、あと、このカジノ施設につきましては、グラビティモデルというような、一定、来訪者数を予測するツールとして、その効果が実証されているような手法も使いながら、事業者の実績、知見も踏まえて、試算をしているということでございますので、合理的なものと認識はしておりますが、引き続き精緻化を図っていくということ、施設なり、今後、整備するコンテンツの魅力を高めていくことで、その推計値の実現に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

（質問者７）

今日、配られてる資料は、区域整備に関する計画についてっていうのは、もともと、大阪府市が、去年国にあげた、この整備計画182ページからの概要版やと思うんですね。その概要版の内容というのは1から19が要求基準、1から25が評価基準になってるわけですね。それで、今日、配られた資料の一番最後、17ページの左側、私はこの欄に限ってちょっと質問したいと思うんですけども。

この欄の左側は、整備計画の要求基準6と、それから評価基準の23が概要版としてね、ここに記載されてるわけですね。この中で、７つの条件の指摘されてる部分が、別紙でね、表裏配られてるわけですけども、この要求基準6と評価基準の23の部分に該当すると思うんですけども、何か都合のいい部分だけ、切り抜いて、これを7条件の５、地域との十分な双方向、私はこれを聞きたいわけとは違うわけですね。一番のこの指摘されてるやつの問題は、国が何をしてきたかっていうと地域住民との良好な関係構築に課題が残る。それは民事訴訟や署名活動など、地域住民との良好な関係構築に課題が残ると。そういうことが書かれてるわけですね。そういう項目をすっ飛ばしてですね、この自分らが都合のいい部分を引き出して、右側に取り組むとか、やるとか書いてるけども、この民事訴訟あるいはこの署名活動、これらについてどう評価したりしたのか。それで、これらがこの地域における合意形成にどういう貢献、どういう役割を果たしたのか、それを明確に示してもらいたい。

さらに付け加えてますと、この17ページの左側の一番上のタイトル、IR誘致に向けた地域の合意形成、これ要求基準の6では、合意形成の手続きとなっているわけですけども、これは、手続きをやる予定とか、手続きはこういうものでありますとか、そんなこととは違うわけでして、手続きを完了した、完了しということを書かなければならないわけです。

これが、抜けてる。もう一つ言えば、公聴会、住民意見等の募集まで書いてるけども、いわゆるこの住民合意の中では、住民説明会で11回のうち4回が中止したわけですけども、そういう住民説明会の内容が載っていない。

それから、署名活動ですね、署名活動は団体が勝手にやった活動ですけども、その署名活動の条例制定を求める府議会に対する提案についてですね、府議会が30分で否決した。こういうことが、載ってないわけですね。どういう事ですかこれはね。そういうことを含めると、まだ、いっぱいありますけども、この合意形成というのは、推進計画の手引きというのがあるでしょ。観光庁が作ったね、これもう適切にやられたものでなければならない。やる予定とか違う、やられたものでなければならない。完了形になってるわけやね。

ところが、あなた方が作ったこの合意形成というのは、やられたものなのか、やる予定なのか、これからやるつもりなのか、はっきりわからん。しかし、整備計画はやられたものでなければならないとなってるわけですよ。完了形ですよ。これについて、どう思っているのか。こういうことを考えると、IR整備法とか、あるいは整備計画の手引き、それからIR整備法の35条1項、こういうことに鑑みればですね、申請そのものに瑕疵があった。国は、申請そのものに瑕疵があれば、認定を取り消すことができると、条文でなってるわけですね。

だから私は、もともと、去年申請した申請計画は、申請そのものに瑕疵がある。だから国から認定取り消しを受ける前に、自ら府市は、この申請を撤回すべき、そういうふうに思います。以上の質問について考えていただきたい。

（回答）

この合意形成でございますけども、ＩＲ整備法におきましては、この地域の合意性形成を図るための取り組みとして、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会、住民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請にあたっては、住民の代表である議会の議決を得ることなどが定められているというところでございます。この国の区域認定にあたっての、地域の合意形成に関わる、先ほどおっしゃられた要求基準として、これらの手続きが適切に行うことが求められております。

それにあたって、ご指摘いただいた資料の17ページつきましては、その合意形成の手続きの関係のことを記載させていただいているというところでございます。先ほど質問の中にもありましたように、国の審査委員会の報告書では、そういった合意形成を図るための取り組みがなされていることがうかがえるという評価をいただいておりまして、ただ、おっしゃられたような住民監査請求ですとか訴訟が起こっている状況等を踏まえまして、府市として、地域住民への対面での説明の場を設けて、能動的な理解促進のための取り組みの計画が乏しいために、そういったことをやりなさいという評価でしたので、一方向の情報発信にとどまらず、こういった住民の方への説明会ということで設けさせていただきまして、質疑応答等を通じまして、双方向の対話の場を設けさせていただいてるということになります。以上でございます。

（質問者７）

それがされた整備計画になってるんですか。これは答えてください。手引きに書いてあるでしょ。

（回答）

合意形成がされた中身をここに記載して、国に区域整備計画を提出させていただいています。

（質問者８）

今のと繋がるんですけども、私、公聴会、去年2回行きました。ほとんどが、私聞いた限りは、公述人の方みんな、IRカジノに反対でした。こんなん何も書いてありませんよね。このさっきの資料の17ページ、何にも中身が書いてない。それからパブリックコメント、その中にも書いてありません。パブリックコメント、もちろん私、反対の理由いっぱい書きました。このお題目だけ載せられても、何の資料になるんですか。すごく腹が立ちます。意味がないと思います。本当に公聴会、説明会は、ほとんどの人が反対でした。そうなのに、ただしただけで、これで通るんですか。本当にみんなの意見を聞いてほしいです。本当に大阪が博打の町になって欲しくないという思いでみんな来ています。職員の方の良心、本当に、あの橋下や松井や吉村のいうことを聞かないで、私らの方を向いて仕事してほしいと思います。

（回答）

公聴会、パブリックコメント等についてのご質問だったかと思います。この場では、これらの資料の抜粋版でございますので、こういった形で結果だけを記載させていただいています。

区域整備計画には、どういったご意見があったとかっていうまでの記載は求められていないので、詳細な記載はしておりませんけれども、結果等につきましては、IR推進局のホームページで全文を記載するなり、パブリックコメントについても、それに対する府市の考え方をホームページ上で回答させていただいたという取り組みは行ったところでございます。

（質問者９）

私もいろいろ資料を読ましていただきましたけども、依存症対策についての資料が出てますけど、読んでいて、大変違和感を感じています。

依存症対策という名前を振っていますけども、ギャンブル依存については、依存症に対する被害、こういう捉え方、必要ではないかと思います。先日、依存症対策に関わって、活躍されてる方のお話を聞いてきました。依存症ではなくて、被害で病気なんだと、こういう捉え方が必要だ。なるほどと、私、思いました。依存症、これについて大阪府だけではなくて、ギャンブル依存症については2％の被害者が出るというふうなことを聞いたことがあります。対策をいろいろ細かく書かれていますが、依存症をなくすためには、ギャンブルをしない、カジノはしない、これが最大の対策だと私は思います。対策と名をうって、いろんなお金を使うんではなくて、そもそもカジノをやめて、これ以上の被害者を出さない。こういうことを行政は、力を入れてやっていくべきだと私は思います。

府民の大事な公金、税金を使って、依存症の被害者を増やすようなことは、絶対にあってはならないと思います。カジノに行って、お金を費やす人たちは、もしカジノがなければ、本来は府内の様々なお店でお金を使うはずです。それが全部、カジノに投入されて、外国の企業に巻き上げられていくわけです。大阪の経済は発展しますか。依存症を増やして、何が福祉ですか。私は非常に疑問に感じます。それだけのお金を使うなら、カジノはやめて、本来の府民の暮らしと命を守る。そういうところで、しっかりお金を使ってほしい。こういう考えです。

ギャンブル依存症を減らす対策ではなくて、カジノそのものをもう一度問い直す、こういうことを行政に強く望みたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

（回答）

　大阪府市といたしましては、大阪のさらなる成長にIRが必要と考えておりまして、依存症などの懸念事項対策について、万全の対策を講じた上で、IRの実現を目指しているというところでございます。

依存症対策につきましては、大阪府市として、予防から相談、治療、回復支援まで、総合的な対策に取り組んでいくとともに、事業者の方もIR整備法の世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、今までの海外での知見等を駆使して、依存症対策に取り組むというところでございます。

しっかり取り組むことによって、既存のギャンブルに起因する依存症も含めて、ギャンブル等依存症が疑われる方の割合を、減らしていくことを目標として、今後も取り組んでいくというところでございます。

（質問者10）

　依存症対策について重ねてお伺いしたいんですけれども、お示しいただいた資料1の12ページですかね、この様々な民間の方が、大阪の依存症対策事業に巻き込まれていくわけですよね。市町村とか保健所とか。まずお聞きしたいのは、このスキームを出すときにあたってですね、市町村とか民間事業者、保健師の皆さん等に、具体的にどれぐらいの新たな依存症患者がこのカジノによって生み出されて、そして従来、既に大阪は、保健行政が逼迫している中で、まさにどれぐらいの業務が増えるのか。ここのスキームに巻き込まれてる人たちは、それだけの追加の負担を担えるという回答を、これまでに得られているのか。

そして一番の懸念点だと思うんですけれども、実際ギャンブル依存症にかかった方、もしくはその当事者の家族の方とか、治療にあたっているお医者様から、このスキームで本当にこの世界最高水準の依存症なんだと、既存のギャンブル依存症の方も含めて、絶対に治せるスキームだと、今日までにお墨付きを得られてるんですか、お伺いしたいと思います。

（回答）

ギャンブル等依存症の方がどのくらい出るということに関しまして、決まったモデルとかがございませんので、そういったことを出すのはなかなかちょっと難しいと考えています。

こういった計画を立てるときには、事業者も専門的な部署があって、計画を立てているとともに、府市におきましても、担当部局におきまして、検討させていただいた結果というものを計画に上げているというところでございます。

大阪府市が行う依存症の対策につきましては、令和5年度から3か年で、ギャンブル等依存症対策推進計画、第2期推進計画というものを策定しておりまして、それに基づいて5・6・7年、3か年やっていくということです。

毎年度、ギャンブル等依存症の疑われる方の割合の調査を行いまして、結果を見ながら、PDCAサイクルを用いまして、効果検証しながらやっていくということでございます。

そういった計画を評価するときには、行政の職員だけでやるわけではなく、お医者さんですとか、学識経験者の方、患者・当事者団体の方々を含めた推進会議というものを作って、そこで評価、意見等をいただき、計画を見直しながらやっていく、また、7年度が終わったら、次の第3期推進計画というものを立てて、開業まで、開業以降もしっかりやっていくということでございます。

（質問者10）

一つ前の質問に対しては、世界最高水準のカジノ規制をするんだとおっしゃったんですよ。世界の知見生かすって言ってたんですね。でも今の質問になったら、そもそもIRができてカジノができたら何人の依存者が増えるかも、モデルがありませんとおっしゃってるんですね。実際カジノが始まって、どれぐらい負担ができる、どれぐらいの依存症の方が増える。それに伴って、どれぐらい保険の支出が増えるとか、そういう経済的なこととか、福祉面でのデメリットに関して予測するモデルが何もないのに関わらず、世界最高水準のカジノ規制をやるんだと、これどういう根拠でおっしゃってるんですか。

（回答）

世界最高水準のカジノ規制というのは、IR整備法自体が、他の世界の国々の規制と比べて、厳しいものとなっているということ、それに加え、事業者と府市において、依存症対策を行っていくということでございます。何人の依存症患者が出るかということと、直接関係するものではございません。

（質問者11）

いくつか質問だけします。

１つはね、咲洲でも、既に地盤沈下がしているということを2010年の議会で質問したことあるし、大阪市の港湾局はね、今の夢洲が、どれだけ地盤沈下しているかということをつかんでいるのでしょうか。大阪市の港湾局は、つかんでいるはずですよ。定期的にみているはずですよ。それが１つ。

それから２番目はね、地震が来た場合、咲洲ですら、これは大阪府と大阪市との合同研究会で調査したのですけど、車道はね、かろうじて通れる。しかしそれは、自転車をおして通れるのだと。歩道は、舗装が少ないので通れない。自転車をおして咲洲まで来るのに２時間がかかる。大阪府と大阪市の研究会が出しているのです。僕が言っているわけじゃない。だから何が言いたいかと言うと、間違いなく夢洲はね、もっと地盤が緩いわけですから、本当にね、あの地震でも来たら、陸の孤島になるのです。その危険性を考えているかというのが２番目。

それから3番目はね、2026年というのは、実はあの万博が済んで、ちょうど1年ですよね。だから、あの万博の経過を見てね、事業者は、この儲かるかどうか考えようと。ちゃんとその時間を事業者に保障したのだと思うのですが、そういう意味でいうと、最初の頃は2025年に同時開業といっていた。29年の開業に変わって、今度は2030年の秋頃って変わって、今日の説明聞いていたら、それすら1、２年ね、後ろになるかわからんと、書いているでしょ。結局ね、事業者はいつでも逃げられるのです。

実際は、もう地下鉄は640億も使って、万博のためにつくるのですよね。高速道路も2900億円かけて、今つくっています。これね、万博、たった6ヶ月だから、地下鉄は無駄な投資になりますよ。誰も夢洲には行かへんのだから。高速道路も、実際に撤退した場合はね、誰が責任をどうするのだと。みんな大阪市と大阪府のお金じゃないですか。そういうことも含めてちゃんと答えてください。

（回答）

ご質問の1点目、夢洲の沈下の状況ですけれども、これにつきましては、港湾局も当然測っておりまして、我々IR推進局にも共有されていますので、沈下の状況については、把握しております。

IRの用地につきましては、今後も沈下が進んでいく予測をしております。それを条件に、事業者の方で建物側での対策をしていただくということですので、その想定している沈下というのは、我々も把握していますし、事業者の方でも把握していただいております。それを前提に事業を進めていただくということになってございます。1点目はそういうことでございます。

2点目の陸の孤島というお話をされていたのですけど、地震が起きたときに液状化が起こるのではないかとそういうことを含んでいるのかなと思うのですが、今回、IR用地につきましては、大阪市の方で液状化対策を実施した上で、事業を進めていただくということで、一定の液状化対策については、行っていくことになってございます。

また、震災時、アクセスが分断されるのではないかということも懸念されているかと思うのですけれども、夢洲に接続するアクセス道路につきましては、北側の夢洲と舞洲を繋ぐ夢舞大橋、また、南側の夢洲と咲洲を繋ぐ夢咲トンネルというのがございますが、それらについては、耐震整備されておりますので、地震時にもアクセスが分断されることはないと、大阪市としては対策を行っているということでございます。２つ目につきましては以上です。

3点目にご質問いただきました事業前提条件に関わることでございますが、前半でもご質問をいただいているところですけども、今後、この秋には、液状化対策工事を実施していくということ、また、事業者においても、より具体的な設計作業等を進めていくということで、事業者においても相当な資金を投じていくということになります。それと、先ほどご説明しましたとおり、液状化対策工事の費用については、この事業条件充足後、つまり事業前提条件の事業者の解除権がなくなってからしか、私どもから事業者に支払われないことなどを踏まえますと、事業者としても、これはリスクを負いながら事業を進めていくということになります。

事業者としましても、こういった液状化対策の費用をこの秋からかかる部分でありますとか、今後の設計業務の費用についても生じてくるということで、解除権を今後、行使するような状況にはならないと、そういった認識であるからこそ、今回、協定等を締結して、事業を進めていこうとしているということで、解除権行使の蓋然性が低いものと認識をしております。

そういったことで、最終的な事業の実施判断には至っておりませんが、今、ご説明したとおり、基本的には、このIR事業が進められていくものと認識しているところです。

（質問者12）

前回の説明会のときも非常に疑問に思ってたんですが、地盤沈下対策についてですね、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下が生じた場合ということで、大阪市の方が費用を負担するということなんですけれども、これは誰が判断するのか。あの通常予測される程度を超える地盤沈下ということを誰が判断するのか。大阪市が判断するのか、SPCが判断するのか。それと、その基準ですね、通常の予測され得る程度を超えるという基準がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それとですね、備蓄するということですけれども、3日分の備蓄ができるかどうかっていうのは、非常に疑問なのと、3日分で相当なのか、それ3日で相当でないかもしれないけど、それ以上寸断されてる場合もありますし、それと配慮の必要な人は、その配慮に応じてっていうことなんですけど、配慮が必要っていうことは、3日間もその方を置いておけないですよね。心筋梗塞とかですね、脳疾患とかいろいろありますよね。その持病がある方も来られてますし。3日間寸断されるっていうのは、非常に疑問なんですけど、その場合はどういう対策をとられるのかというのをお伺いしたいです。

（回答）

地盤沈下についてのご指摘でございますが、先ほどもご説明しましたとおり、市が使用した埋め立て材により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下等が生じた場合のみ、市が費用負担するということでございますが、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没ということで、これについては、具体的な基準を一概に申し上げるというところは難しい面もございますが、埋め立て施工上の不備や、瑕疵、そういったものによって陥没でありますとか大規模な沈下が、通常の想定を著しく上回るような場合ということで、現時点において、そのような状況が生じている状況ではございませんし、埋め立て工事施工上の先ほど言いましたような、不備や瑕疵はないものと認識をしております。

また、先ほどと重ねてになりますが、周辺の埋立地におきましても、そういった事例が生じたことは把握しておらず、IR用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと考えております。極めて低いものと認識はしておりますが、仮にそういったことが生じた場合につきましては、生じた事象に応じて、検証、精査等をしっかりしていくということが必要かと思っております。以上でございます。